

各位

会社名 株式会社ユニバーサルエンターテインメント
代表者名 代表取締役社長兼CEO兼CIO 富士本 淳
(東証スタンダード・コード 6425)
問合せ先 経営企画室 佐藤 暢樹
(<https://www.universal-777.com/contact/>)

当社代表取締役に対する株主代表訴訟の判決に関するお知らせ

当社株主1名が、当社代表取締役である富士本淳（以下「当社代表取締役」といいます。）に対して、2019年8月26日に損害賠償を請求する株主代表訴訟を提起しており、2022年6月30日に東京地方裁判所にて原告の請求を棄却する旨の判決が言い渡されておりました。同株主は、当該判決を不服として東京高等裁判所に控訴を提起しておりましたところ、2024年4月25日、東京高等裁判所にて判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

当社株主1名が、当社代表取締役を被告として、2019年8月26日、当社代表取締役が、合理的な必要性がないにもかかわらず、内部的意思決定手続を履践することなく、当社をして、4,349万7,203.80米ドルを社外に送金させたと主張し、これが取締役としての善管注意義務ないし忠実義務に違反するとして、4,349万7,203.80米ドル及びこれに対する遅延損害金を当社に賠償するよう求める株主代表訴訟を東京地方裁判所に提起しました。東京地方裁判所は、2022年6月30日、上記の当社株主の主張を認めず、当社においては必要な取締役会決議がなされていたと認定した上で、送金についての当社代表取締役の判断は、当社の取締役の判断として著しく不合理なものということはできないから、当社代表取締役が、当社の取締役としての善管注意義務に違反したということはできないと認定し、原告の請求をすべて棄却する旨の判決を言い渡しました。

当社株主である原告は、この第一審判決を不服として、2022年7月13日付にて、東京高等裁判所に控訴していたところ、2024年4月25日、東京高等裁判所にて判決が言い渡されました。

2. 判決の内容

当社代表取締役について、取締役としての善管注意義務違反ないし忠実義務違反を認め、当社に対する賠償責任があるとして、4,349万7,203.80米ドル及びこれに対する遅延損害金の賠償請求が認容されました。

3. 今後の対応等

今後の対応につきましては、判決内容を精査し、協議・検討のうえ決定いたします。

当社は、当社株主1名を含む者に対して、当社の名誉を棄損したことを理由として損害賠償請求を行っており、同事件は、上記株主代表訴訟事件と併合審理されておりました。今般、当社の請求は認められなかったところ、当社は、これについては、上告受理申立てを行う予定です。

なお、当社業績への影響は現時点では未確定ですが、今後、開示すべき事項が発生次第、速やかにお知らせいたします。

以上